

愛知ローバース会議 憲章

条 項	条 文
前 文	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程7-31に定められた目標に基づいて活動するローバースカウトは、“公民”としての自覚を持たなければならない。それは社会の中で役割を担い、また価値を提供していくことである。 愛知ローバース会議はそのための知識や技能を身に付けるための情報交換の場を提供し、ボーイスカウト運動の発展に寄与するものである。
第 1 条 (名称と構成)	名称は「愛知ローバース会議」(Aichi Rovers Conference)と称する。 愛知ローバース会議は愛知連盟に所属するローバースカウト及び同年代の指導者(以下ローバースと称する)で構成する。
第 2 条 (活動)	1. 愛知のローバースに対して情報交換の場を提供し、各ローバースの活動を支援する。 2. 愛知のローバースの意思を決定し、表明する。 3. その他必要な活動を行う。
第 3 条 (全体会)	全体会は愛知ローバース会議の構成員は誰でも参加し、発言し、決議に加わることができる。決議については参加者(委任状による参加も含む)の過半数の賛成をもって可決する。 1. 総会 原則的に1年に1回、愛知連盟の年次総会前に開催する。総会の決議事項は次のとおりとする。 ・前年度の活動報告、及び決算 ・当年度の活動計画、及び予算 ・議長、副議長の選出 ・アドバイザーの依頼 ・その他重要な事項 2. 定例会 3ヶ月に1回(年4回)開催し、各ローバースが情報を持ち寄り、それを交換する。 また、愛知のローバースが意思を表明する必要があるれば、決議できる。 3. 臨時会 特別に集会を持つ必要があるときは、議長の判断で集会を開くことができる。
第 4 条 (役職)	愛知ローバース会議には次の役職を置く。 1. 議長(1名) 全体会、運営委員会をまとめ、愛知ローバース会議を代表する。 任期は2年とし、再任を妨げない。 選出方法は自薦、他薦による候補者の中から、総会での決議にて選任する。 2. 副議長(若干名) 議長を補佐し、議長が不在のときはこれを代理する。 任期は1年とし、再任を妨げない。 選出方法は自薦、他薦による候補者の中から、総会での決議にて選任する。
第 5 条 (運営委員会)	議長、副議長、運営委員及びアドバイザーで運営委員会を構成し、愛知ローバース会議の運営を行う。運営委員会は必要に応じて議長が開催する。 運営委員は、愛知ローバース会議の円滑な運営を行うために10名程度置く。なお選出方法は議長の推薦による候補者を、全体会の決議を経て任命する。
第 6 条 (アドバイザー)	愛知ローバース会議には、アドバイザーを若干名、全体会の決議を経て依頼する。アドバイザーは全体会、運営委員会に対しアドバイスをを行う。
第 7 条 (事務局)	日本ボーイスカウト愛知連盟事務局内に愛知ローバース会議事務局を置く。
第 8 条 (経費)	1. 愛知ローバース会議にかかる費用は愛知連盟支出金、寄付金等をもってあてる。 2. 愛知ローバース会議の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
第 9 条 (憲章改正)	憲章改正についてはローバースの発議により、総会の決議で決定する。
第 10 条 (付則)	本憲章は平成9年6月22日をもって成立し、施行する。 本憲章は平成12年4月23日をもって改正し、施行する。 本憲章は平成23年5月14日をもって改正し、施行する。 本憲章は令和3年4月17日をもって改正し、施行する。